

理事会に関する取り決め

理事会発足にあたり、役員及び理事会運営に関し以下のとおり取り決める。

第1条 役員は組合員とし、その構成は当面、理事3～4名及び監事1～2名の4～6名体制とする。

2 ただし、組合員が個人的理由により役員となることが難しい場合は、その組合員の代理人を役員とする。代理人となることができるのは、その組合員の配偶者又は二親等以内の親族、その組合員の住戸に同居する親族とする。代理人は任期終了まで役員としての業務を行う。

第2条 理事及び監事の選任は別紙の「輪番表」に基づき通常総会で行うこととする。組合員に変更があってもこの順番を維持する。その際、「理事」及び「監事」は事前に指定するが、欠員が見込まれる場合は残りの役員予定者で協議して役職を変更することができることとし、その役職の承認を総会で得る。

第3条 役員の任期は、原則として選任された通常総会の翌日から2年後の通常総会までとする。

第4条 理事会への「立候補」及び「推薦による受諾」の届け出（口頭可）を受け、輪番制とは別に「補欠役員」を総会で選任することができる。

第5条 補欠役員は、輪番の組合員が役員免除に該当する際、または役員が任期途中で欠員となった場合に正式に役員となる。任期は次の通常総会までとする。

第6条 理事及び監事は総会で解任することができる。

第7条 理事の役職（理事長、副理事長、会計担当）は通常総会後最初の理事会で決定する。各職に欠員が生じた場合は、改めて理事会で役職を決定する。

第8条 以下の条件に該当する組合員は、役員にあたる年度が始まる前に理事長に申請することにより、役員への就任が免除となることができる。

- 一 組合員が満75歳以上
- 二 組合員が単身赴任中、あるいは継続的に居住していない場合
- 三 組合員が長期入院中、あるいは長期入院する予定がある場合
- 四 組合員が役員業務を遂行できないような身体等の異常がある場合

第9条 組合員以外のマンション管理の専門家を理事または監事として就任させる場合は、総会の決議で任期を定めて選任する。

第10条 理事会は年4回以上開催する。

第11条 理事会は理事半数以上及び監事1名以上の出席を基本とする。

第12条 議決権は理事のみが有し、議事は出席理事の過半数で決する。

第13条 本取り決めに改定する場合は、理事会で改定案を作成し、総会で承認を受ける。

第14条 輪番制が一回りした第6期理事会において、輪番制のあり方を含めた役員選任の方法について改めて検討する。

附則

第1条 この取り決めは、2024年8月29日から効力を発する。
(2024年8月29日改定)

第2条 この取り決めの一部改定は、2025年11月19日から効力を発する。

別 紙：輪番表（役員最大6人体制：理事4名+監事2名）

1. 2022年10月～ 準備委員会委員（6名）

602、601、403、303、202、103
→502 (補欠)

理 事 監 事

2. 2023年11月～ 602、601、503、502、501、403

3. 2024年11月～ 502、501、403、402、401、303

4. 2025年11月～ 402、401、303、302、301、203

5. 2026年1.1月～ 302、301、203、202、201、103

6. 2027年11月～ 202、201、103、102、602, 601

7. 2028年11月～ 102、602、601、503、502、501

7. 2028年11月～ 102、602、601, 503、502、501

8. 2029年11月～ 503、502、501、403、402、401

9. 2030年11月～ 403、402、401、303、302、301

10. 2031年11月～ 303、302、301、203、202、201

11. 2032年11月~ 203、202、201、103、102、602

12. 2033年11月~ 103、102、602、601、503、502

12. 2033年11月～ 103、102、602、601、503、502

13. 2034年11月～ 601、503、502、501、403、402

14. 2035年11月~ 501、403、402、401、303、302

15. 2036年11月～ 401、303、302、301、203、202

- 16、2037年11月～ 301、203、202、201、103、102

17. 2038年11月~ 201、103、102、602、601、503

17. 2038年11月～ 201、103、102、602、601、503